

就業応援制度のご案内

パーソルグループでは、障害者手帳をお持ちの方々が安心して長期的にご就業いただけるよう「パーソル・D&I応援制度」を設けています。

制度の利用をご希望の方は、申請書類をお取り寄せいただき期限までに申請してください。

< パーソル・D&I応援制度 について >

この制度はパーソルホールディングス（株）が運営する制度です。お申し込みいただいた情報は応援制度運営以外の目的では利用いたしません。お仕事のご紹介に影響することは一切ございませんので、ご安心ください。

※ 本制度は変更する場合がございます。

パーソル・D&I 応援制度

制度概要	申請対象条件を満たした方に、下記の内容に応じて応援金を支給いたします。 ・雇用契約における週の就業時間 ・支給対象期間の就業契約期間・出勤日数（出勤率）
申請対象	○ 障害者手帳をお持ちの方 ○ 就業開始継続6ヶ月を経過後、下記対象期間にパーソルグループ各社で就業中の方で、対象期間末日（6月末日、12月末日）に雇用契約がある方 ※ 対象期間の末日まで、同じ派遣会社のスタッフとして継続就業されていることが必要です ※ 障害者手帳に有効期限がある場合、対象期間の初日から末日までの間で期限が切れていないことが必要です
支給額	雇用契約における週の就業時間、および支給対象期間（7月～12月／1月～6月）の出勤率（出勤日／就業契約期間の所定労働日数）、および在籍率（支給対象期間内の雇用契約期間）を元に支給金額が決定されます。 ※ 「就業開始継続6ヶ月」の間は支給対象期間に含まれません ※ 6,000円～60,000円/対象期間内1回につき （応援金は、健康保険、厚生年金、雇用保険料、所得税の控除対象となります）
支給月	年2回（8月・2月）
対象期間	1月1日～6月30日にご就業いただいた方 ⇒ 8月支給 7月1日～12月31日にご就業いただいた方 ⇒ 2月支給
申請書類	障害者手帳の写し、同意書

2027年2月支給の対象となる方

- **2026年6月以前から同じ派遣会社のスタッフとして継続就業されている方**

※ 就業開始6ヶ月経過後の雇用契約期間が支給対象期間となるため、就業開始月により支給額が変わります。
- **2026年12月末時点で雇用契約がある方**

※ 2026年7月～12月末の期間内に、未就業期間が1ヶ月以内の場合は継続とみなします。
- **2026年12月10日（木）までに申請が完了した方（書類が到着した方）**

※ 申請書類のお取り寄せは **2026年12月1日（火）まで** に以下よりご依頼ください

※ 以前「パーソル・D&I応援制度」の申請が完了している方は、再申請の必要はありません。ただし、障害者手帳の有効期限が2026年12月30日までの方は再申請が必要です。

※ 申請が完了した場合であっても、上記対象条件を満たさない場合は、8月支給対象とはなりません。ただし、2027年1月以降も引き続き長期的に継続就業いただいた際には、次回以降の支給対象となる予定です。この場合、次回は申請いただく必要はありません。

申請から支給までの流れ

スタッフの皆さま

- ① 制度内容の確認
- ② 申請書類の記載、郵送



当社

- ③ 申請書類・支給額確認
 - ④ 2027年2月に応援金支給
- ※ 対象条件に満たない場合は、応援金の支給対象外となります。

■ 申請書類のお取り寄せはこちらから



■ 「応援制度」に関するお問い合わせ

パーソルホールディングス株式会社 D&I推進センター
0120-102-572 平日 10:00～18:00（土日祝休み）